

多治見市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分である者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用に係る費用を助成する成年後見制度利用支援事業に関し、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の内容)

第2条 この要綱による助成の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項に規定する後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見等開始の審判」という。）の請求に係る申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定料、診断書料及び申立書添付書類の取得費用（以下「審判申立て費用」という。）に対する助成
- (2) 民法第862条、第876条の5第2項又は第876条の10第1項に規定する成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬（以下「報酬」という。）に対する助成

(利用対象者)

第3条 この要綱による助成に係る成年後見制度の利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている要支援者又は法令等の規定により本市が支援、保護等を行っている要支援者のうち成年後見制度の利用の必要があるものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は同条第2項に規定する要保護者であって、審判申立て費用又は報酬を負担することにより保護が必要となるもの
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この号において「法」という。）第14条第1項及び第3項の規定により行う同条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の規定により行う同条第1項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定により行う法第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (3) 活用できる資産又は貯蓄等がなく、この要綱による助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

(助成対象者)

第4条 第2条第1号の助成の対象者は、利用対象者について後見開始等の審判を申し立てた本人又は配偶者若しくは4親等内の親族（次のいずれかに該当する者に限る。）とする。

- (1) 前条第1号に該当する者
- (2) 前条第2号に該当する者
- (3) 活用できる資産又は貯蓄等がなく、この要綱による助成を受けなければ利用対象者の成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2 第2条第2号の助成の対象者は、後見人等が付された利用対象者本人とする。ただし、助成の申請を行う前に本人が死亡した場合において、当該本人の相続人又は相続財産管理人から報酬の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等を助成の対象者とする。

(助成対象経費)

第5条 第2条第1号の助成の対象となる経費は、利用対象者に係る審判申立て費用とする。

2 第2条第2号の助成の対象となる経費は、利用対象者に係る報酬とする。ただし、利用対象者の3親等内の親族が後見人等となっている場合を除く。

(助成金の額)

第6条 第2条第1号に係る助成金の額は、前条第1項の対象経費に相当する金額とする。

2 第2条第2号に係る助成金の額は、前条第2項の報酬の金額とし、月額2万円を上限とする。

(申請)

第7条 助成金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、多治見市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 第2条第1号に係る申請

- ア 申立書の写し又は予納する収入印紙代等が分かる資料
- イ 利用対象者及び申立人の預貯金額が分かる資料(預貯金通帳の写し等)
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 第2条第2号に係る申請

- ア 後見人等として受任していることが分かる資料(全部事項証明書等)
- イ 報酬付与の審判決定書の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査の上、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定した場合は、多治見市成年後見制度利用支援事業助成金交付(決定・却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に対して通知するものとする。

(請求)

第9条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、多治見市成年後見制度利用支援事業助成金請求書(別記様式第3号)により助成金を市長に請求し、交付を受けるものとする。

(実績報告)

第10条 第2条第1号の助成を受けた者は、後見等開始の審判後、速やかに多治見市成年後見制度利用支援事業実績報告書(別記様式第4号)に領収書の写し又は支払証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、助成金の交付額を確定し、多治見市成年後見制度利用支援事業助成金交付額確定通知書(別記様式第5号)により、第2条第1号の助成を受けた者に通知するものとする。

(精算)

第12条 第2条第1号の助成を受けた者は、助成金の交付額が第6条第1項に規定する助成金の額を上回る場合は、当該上回る額を返還しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改める。

別表第1 3 民生の款1 一般社会福祉推進事業の項2 国、県の補助制度に基づく事業の目に次のように加える。

2 成年後見制度利用支援事業

	1 成年後見 制度利用支 援事業	市の成年後見 制度利用支援 事業実施要綱 による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	
--	------------------------	------------------------------------	--------	--------	--------	--

別記

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 10 条関係）

様式第 5 号（第 11 条関係）